

# 安全管理規程（抜粋）

平成21年4月1日制定

セントラルヘリコプターサービス株式会社

## 第1章 総 則

### 1-1 目 的

本規程は、セントラルヘリコプターサービス株式会社（以下『会社』という）が、国土交通省令及び航空局長通達（国空航第530-1号・国空機第661-1号）において示された安全管理規程に定めるべき内容に準拠して作成し、小型機航空事業を実施するに際し、小型機航空事業の運航の安全および業務の円滑な遂行を図る事を目的として定める。

### 1-2 適 用

### 1-3 本規程の改廃

### 1-4 本規程の管理

## 第2章 運営方針

### 2-1 安全方針

会社は法令を遵守し、安全の維持を組織の最優先事項にする。

### 2-2 社長コミットメント

安全は事業運営の基本であり、社会的使命である。安全に関する全ての情報を社員全員で共有し、全ての社員が安全に関する活動に参加することによって、お客様と社員の安全を確保することを宣言する。

### 2-3 法令・規程の遵守

- 1) 会社および社員は、法令を遵守しなければならない。
- 2) 全ての社内規程は、法令に適合しなければならない。
- 3) 社員は、該当する社内規程を遵守しなければならない。
- 4) 規程の基準や標準が業務実施に不適切であった場合や、規程が該当法令に適合していない場合、速やかに当該規程の所管部門へ報告する。
- 5) 会社は関係法令等への不適合を認めた場合には、速やかに是正する。

### 2-4 安全目標

- 1) 会社および各部門は、安全方針に沿った取組み目標を設定する。
- 2) 会社および各部門は、その目標の達成度を評価し、必要に応じて再設定を行う。

## 第3章 安全管理体制

### 3-1 安全統括管理者の選任

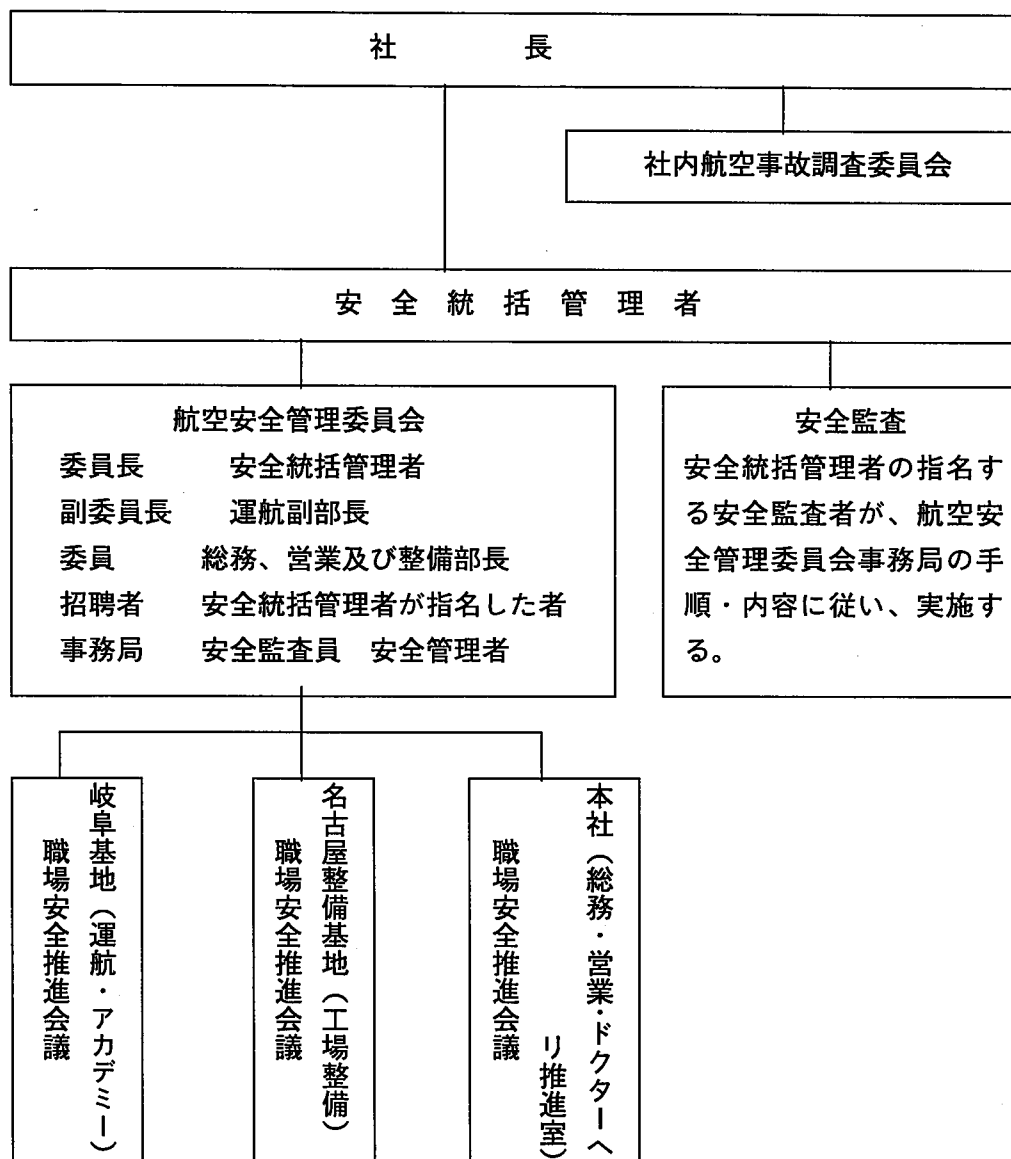
安全統括管理者は、会社内の安全管理の取組みを統括的に管理する責任者であり、

安全統括管理者は取締役（事業担当）とする。

### 3-2 権限・責務

#### 3-2-1 報告・指揮命令系統図

- 1) 会社組織概要図
- 2) 安全管理体制図



### 3-3 航空安全管理委員会

#### 3-3-1 詳細は、「航空安全管理委員会規程」による。

航空安全管理委員会は、安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たす。この会議を通じ、会社の安全管理体制に関する問題点、および必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図る。

職場安全推進会議は、職場単位での安全に関する問題点を討議し、自部署で解決できない問題点について、航空安全管理委員会に報告し、解決を図る。

## 第4章 安全管理の実施

### 4-1 情報の収集・伝達および共有

### 4-2 リスクマネジメント

### 4-3 教育・訓練

### 4-4 緊急時の措置

## 第5章 安全管理の改善

### 5-1 監査

1) 総務部門、営業部門、運航部門、整備部門、ドクターヘリ推進室、アカデミーの安全監査は、年1回以上安全統括管理者の指名する者が、航空安全管理委員会事務局の計画する手順および内容に従い実施する。

安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文書化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録がとられているか等を確認する。

2) 整備部門の安全監査に関しては、整備規程・業務規程に定める内部監査実施項目以外について行う。

### 5-2 評価・改善

安全管理体制を構築する要素について、航空安全管理委員会等により、有効に機能しているかの評価を行ない、必要に応じて改善措置を講ずる。

## 第6章 文書管理

### 6-1 文書の整備および管理

## 第7章 安全上の支障を及ぼす事態の報告ならびに安全報告書の公表

### 7-1 安全上の支障を及ぼす事態の報告

1) 航空法第111条の4および航空法施行規則第221条の2に基づき、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときには、国土交通大臣にその旨を報告する。

### 2) 安全報告書の公表

航空法第111条の6および航空法施行規則第221条の5に基づき、毎事業年度、安全報告書を作成し、これをインターネットホームページにおいて公表する。

以上